

広報あか池 2

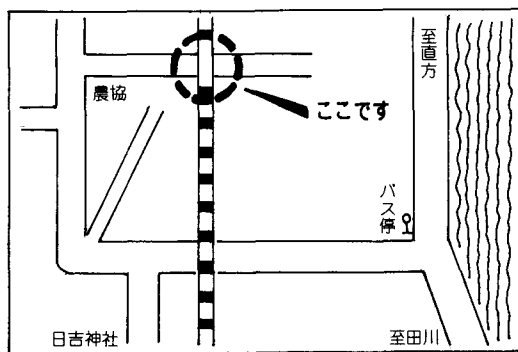
■発行/赤池町役場〒822-11福岡県田川郡赤池町大字赤池1146番地の1 ☎0947(28)2004 ■編集/総務課文書広報係

★町の人口★ 人口10,195(・20) 男4,844(・11) 女5,351(・9) 世帯合計3,461(・3) 平成元年12月末日現在 ()は前月との比較です



一月二十五日、平成筑豊鉄道から出されていた新駅設置の願が、運輸局より許可されました。今年の四月を目途に開業の予定です。赤池駅同様この新駅(市場駅)を利用し、可愛がってあげてください。

新駅ができます



一月としては、七十二年ぶりという記録的な大雪となり、すっかり雪化粧をした「工場用地」。企業十二社(一月末日現在)の進出も決まり、赤池町の活性化に向け、雪どけを待ち望んでいます。色とりどりの花咲く春ももうすぐ。

企業 春ま近 進出

公職選挙法が改正され、政治家の寄附は罰則をもって禁止されました

第百十六回国会で、「公職選挙法」の一部が改正され、十二月十九日に公布されました。今回の改正の大きなポイントは、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、寄附の禁止規定などが強化されたことです。この改正は、平成二年二月一日から実施されます。

1 政治家（候補者、候補者となろうとする者および現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

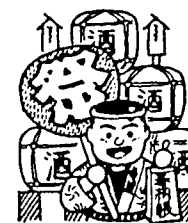
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴での祝儀。
② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜での香典。

※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

金のかからない政治・選挙のために寄附禁止のルールを守りましょう。

祭りの寄附



葬式の花輪や香典



※1、2、4および5によって処罰されますと公民権停止の対象となります。

2 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘

3 政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞

4 政治家や後援会が、有料のあいさつ状を出すと処罰されます。

政治家や後援会（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰

5 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀のほかこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的に

明日へつながる私の一票

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

◆投票日は
2月18日(日)

第39回衆議院議員総選挙は2月3日公示、2月18日投票で行われます。

投票できる人

昭和45年2月19日までに生れた人で、転入された方は平成元年11月2日までに転入届をし、引き続き住民登録されている人で法で定める失格要件に該当しない人です。

入場券は

2月14日頃までに住民票の住所地へ、世帯の方の分をまとめて郵送します。入場券に表示された投票所で投票して下さい。

選挙公報は

2月17日までに駐在員さんを通じて各家庭に配布します。

不在者投票は

衆議院議員総選挙については2月3日から17日まで最高裁判所裁判官国民審査については、2月10日から17日まで毎日午前8時30分から午後5時まで。赤池町役物内の投票所で行っています。入場券（届いていれば）と印かんをご持参下さい。

国民審査の投票は

罷免を可とする（やめさせたいと思う）裁判官の上に×印をつけます。やめさせたくない人については何も書かないで下さい。

国民年金相談開催

国民年金は私たちの老後を保障する大切な制度です。現在国民年金に加入されている方、今から加入される方など、年金についての手続きや、わからない事などは是非この機会にご相談下さい。

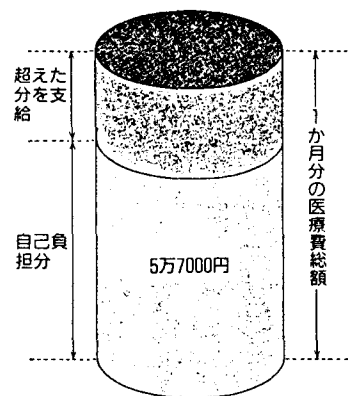
当日は直方社会保険事務所より2名の方が来町し、みなさんのご相談をお受けします。

- ▶日時 2月26日(月) 午前10時から午後3時まで
- ▶場所 赤池町商工会2階会議室

国保で受けることのできる給付(高額療養費の支給)

自己負担額が5万7千円を超えたとき

1ヵ月の医療費の自己負担額が5万7千円を超えると、超えた分が払い戻されます。



●自己負担額の計算は、その医療を受けた期間、入院と通院、病(医)院は1ヵ所かどうかなどでいろいろな条件があり、計算が複雑です。医療費が高額になりそうときは、あらかじめ係の窓口へおたずねください。

こんな場合に支給されます

1 同じ被保険者が1人で1か月に1つの医療機関に支払った医療費の自己負担分が5万7千円(町民税の非課税世帯は3万1千8百円)を超えたとき



2 同じ月に世帯内の国保加入者2人以上がそれぞれ自己負担分3万円(町民税の非課税世帯は2万1千円)以上を支払い、その合計が5万7千円(町民税の非課税世帯は3万1千8百円)を超えたとき



3 1世帯で1年間に4回以上高額療養費が支給されるときは、4回目から3万3千円(町民税の非課税世帯は2万2千2百円)を超えた分が払い戻されます。



高額長期療養のときは

高額な治療費を長期間支払わねばならない病(血友病や人工透析が必要な慢性腎不全)では、「特定疾病療養受給届」を病院の窓口へ提出すると、1ヵ月最高1万円までの支払いですみます。

